

熊本市社会福祉審議会条例等の一部改正について

熊本市社会福祉審議会条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市社会福祉審議会条例等の一部を改正する条例

(熊本市社会福祉審議会条例の一部改正)

第 1 条 熊本市社会福祉審議会条例（平成 12 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 77 条第 1 項」を「第 72 条第 1 項」に改める。

(熊本市児童発達支援ルーム条例の一部改正)

第 2 条 熊本市児童発達支援ルーム条例（平成 25 年条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正)

第 3 条 熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成 26 年条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 87 条」を「第 82 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）の施行による児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び子ども・子育て

て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。